

軽度者に対する福祉用具貸与について

平成30年4月

本荘由利広域市町村圏組合

軽度者に対する福祉用具の取り扱いについて

1 取り扱いについて

平成24年3月16日付け老高発0316第1号、老振発0316第1号、老老発0316第5号にて厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長より通知のありました、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正により、平成24年4月1日から軽度者に対する福祉用具の取扱いが一部変更となっております。これは、現行の判断方法では例外給付の対象と判断されないものの、例外的に福祉用具が必要な状態に該当すると認められるものを給付の対象とするものです。（以下「例外給付」という。）

この取扱いは、あくまでも例外的措置であり、現行の取扱いが原則であることに変わりはありません。この点をふまえたうえで適切なケアマネジメントとサービスの提供が必要となります。

2 例外給付の申請手続き

ケアプラン作成担当者が次の①～③の書類を本荘由利広域市町村圏組合介護保険課に提出いたします。構成市介護保険担当窓口でも受付いたします。確認結果は、ケアプラン作成担当者に通知いたします。

- ① 介護保険 福祉用具貸与例外給付申請書（別紙）
- ② 医師の医学的な所見を示す書類（ア～ウのいずれか）
 - ア 主治医意見書
 - イ 医師の診断書
 - ウ 担当介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見
- ③ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与を必要である旨を判断したことを示す書類
具体的には居宅サービス計画書第1表～第7表、要支援者の場合は介護予防計画に係る関連様式

3 その他

例外給付の対象となりうる方は、資料からも分かるとおり重度の疾病等をもつ方です。軽度者でこの状態に該当する方は非常にまれであると考えられます。申請の際には、被保険者の状態及び福祉用具の必要性を精査・熟考のうえ判断していただくことが必要です。

医師の医学的な所見について

1 留意事項

例外給付にかかる医師の医学的な所見については、主治医意見書、診断書または担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見のいずれかにおいて枠内の i) から iii) の状態に該当することが明確に判断できる内容が必要で、医師が福祉用具を必要であると判断している場合や病名が合致しているだけでは、枠内の状態に該当すると判断できないため、認められません。

具体的な事例は、別紙「福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）」を参照ください。（例）主治医意見書の診断名に「パーキンソン病」、特記事項に「特殊寝台が必要。」と記載されていても、それだけでは i) ～ iii) に該当する状態か不明であることから認めることができません。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者

（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外のものでも、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

2 軽度者に対する車いす等の貸与条件との相違

軽度者に対し車いす及び移動用リフト（つり具の部分を除く。）を貸与する条件は、「主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断する。」となっています。例外給付申請の対象者の要件と異なりますので混同しないようご注意ください。

3 その他

医師に医学的な所見を求める際には、医師に十分な説明をしたうえで i) ～ iii) の状態に該当するか否かを確認し、該当する場合はその内容を必ず具体的に記載してください。